

公益財団法人 愛知県林業振興基金高性能林業機械管理貸付要領

(目 的)

第1条 公益財団法人愛知県林業振興基金（以下「基金」という。）は、基金高性能林業機械（以下「機械」という。）管理貸付規程の定めるところによるほか、この要領の定めるところにより、機械を管理貸付けし、機械の保全と機械作業能率の向上を図ることを目的とする。

(貸付方法等)

第2条 貸付方法等については、次のとおりとする。

- (1) 貸付機種は機械管理貸付規程の別表のとおりとする。
- (2) 借受者は、公募によるものとする。
- (3) 機械を借受けしようとする者は、4～6月、7～9月、10～12月、1～3月に借り受ける申請を理事長の定める日（各々30日前）までに行うものとする。
- (4) 貸付決定は、理事長が別に定める運営委員会に諮り、当基金の貸付基準に基づき貸付先及び貸付期間等を理事長が決定するものとする。
- (5) 貸付基準については、次のとおりとする。
 - ア 貸付対象者は認定事業主であること。
 - イ 当該機械により出材される計画数量は別に定める1日当たりの出材料を基準として算出した数量以上であること。

なお、休日等の機械を稼働させない日数を考慮してもよいものとする。
- (6) 利用料
利用料は、借受日数（貸付期間暦日数）に別に定める1日当たりの利用単価を乗じた額とする。
- (7) 機械の維持修繕等
 - ア 借受者は、始業時において作業前点検を必ず行うものとし、点検簿を整備するものとする。
 - イ 借受者は、作業前点検のみならず、作業中に異常を感じたら直ちに点検し、必要な措置を講ずるものとする。
 - ウ 借受者は、ワイヤーロープ、グリス、オイル等の消耗品については適宜、借受者の負担で取り替えるものとする。また、借受者は、基金が実施する高性能林業機械メンテナンス研修等への参加に努めるものとする。
 - エ 通常使用の経年劣化による修繕費、特定自主検査及びこれに準じた定期点検に係

る検査・点検費は、基金が負担するものとし、故障等が発生した場合は速やかに基金に報告し対応方法を協議すること。

ただし、借受者の過失や故意に起因する破損・故障等の修繕費については、借受者の負担とする。

オ 機械の返却、受け渡しに際して、借受者は基金に連絡するものとする。

(8) 利用状況報告書の提出等

ア 借受者は、借受期間終了後遅滞なく、機械の利用状況報告書（別紙様式）・運行日誌（貸付規程様式第6号）を提出するものとする。

イ 基金は、利用計画に対して出材した材積が70%を下回っている場合、借受者からその理由について聴取することができるものとする。

附 則

この要領は、平成26年1月8日から施行する。

附 則

この要領の改定は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要領の改定は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要領の改定は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この要領の改定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領の改定は、令和2年11月20日から施行する。

附 則

この要領の改定は、令和4年4月1日から施行する。

[機械管理貸付要領で別に定めるもの]

高性能林業機械の一日当たりの利用料及び出材量

機種	基金機械番号	購入年月	利用料 (円/日)	出材量 (m ³ /日)
スイングヤーダ	S 4 5 0 8	R 2 . 3	3, 0 0 0	1 0
ハーベスタ	H 5 0 0 2	H 2 9 . 2	3, 3 0 0	1 0
タワーヤーダ	T 5 0 0 8	H 2 8 . 1 2	4, 5 0 0	1 0

(別紙様式)

高性能林業機械利用状況報告書

年 月 日

公益財団法人愛知県林業振興基金理事長殿

住 所
名 称
代表者氏名

借受した高性能林業機械の利用状況を、公益財団法人愛知県林業振興基金高性能林業機械管理貸付要領に基づき報告します。

借受期間 年 月 日 ～ 年 月 日
基金機械番号 _____

利用計画						利用実績			
計画 番号	伐採場所 (所有者名)	作業種		樹 種	面積 (ha)	材積 (m ³)	作業日	材積 (m ³)	計画 達成率 (%)
		主 伐	間 伐						
							年 月 日 ～ 年 月 日		
							年 月 日 ～ 年 月 日		
							年 月 日 ～ 年 月 日		

※ 運行日誌（高性能林業機械管理貸付規程様式第6号）を添付のこと。
なお、施業位置図、出材した材積が分かる出荷伝票等を整備し、基金が提示を求めた場合はこれに従うこと。